

指定管理者の評価について（令和4年度）

制度の概要

1 目的

都と指定管理者が協定で合意した管理運営業務の実施及び指定管理者が守るべき事項について確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を管理運営に反映していくPDCAサイクルを構築することで、都民サービスの一層の向上を図る。

2 視点

- ① 管理の実施状況（施設は適切に管理されているか、安全性は確保されているか等）
 - ② 事業効果（サービス水準は維持されているか）
 - ③ 事業者の健全性（財務状況は安定しているか）
- など

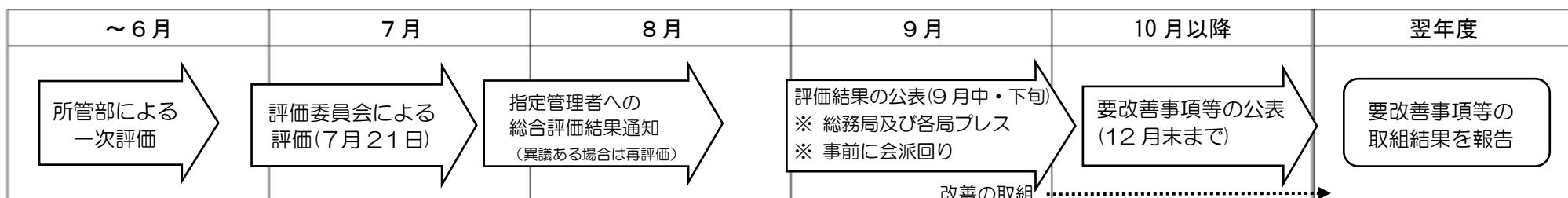
3 評価基準

S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営において良好ではない点が認められた施設

対象施設（15施設）

- ① 医療政策部所管： 2施設
- ② 少子社会対策部所管： 6施設
- ③ 障害者施策推進部所管： 7施設

スケジュール



評価の流れ

◆一次評価

・・・ 所管部が実施
<施設設置者の視点>

指定管理者の管理運営状況の確認・分析、実態の把握を行い、年間の管理運営状況について評価

◆二次評価

・・・ 評価委員会（局設置）による評価

評価委員会は、施設の設置目的、所管局の示した管理運営において求める水準、指定管理者が果たすべき役割等を踏まえた上で、各種資料を基に一次評価の内容について検証し、管理運営状況、事業効果その他について客観的・専門的な評価を行う。

◆総合評価

・・・ 局評価

一次・二次評価結果に基づき決定

＜公表＞

① 評価結果の公表

総務局及び所管局にて公表

② 要改善事項等の公表

要改善事項等のうち評価対象年度終了後に改善の取組を行うものは取組状況を別途公表

指定管理者管理運営状況評価のフロー図

